

ドイツ保険監督法における責任アクチュアリーの法的地位

出口正義

一 はじめに

(1) 責任アクチュアリー (Verantwortlicher Aktuar) の制度は、イギリスのアポインテッド・アクチュアリーをモデルとして、一九九四年七月にドイツ保険監督法に導入されたものである。⁽¹⁾ 保険監督法 (Versicherungsaufsichtsgesetz) 以下、VAG という。) 一一 a 条の規定がこの制度を定めている。⁽²⁾ その内容を要約すればつぎのようである。⁽³⁾ すなわち、すべての生命保険企業は、監督庁の事前の了承を得て、信頼性と専門性を有する一人の責任アクチュアリーを選任しなければならない (一項・二項)。責任アクチュアリーの選任・解任は監査役会の同意をもって行う (二 a 項)。責任アクチュアリーは、保険料および責任準備金の計算が法律の規定と一致することを保証し、同時に契約の継続的履行可能性が常に保証されるかどうか、また企業がソルベンシー・マージンの水準において十分な資産を有するかと

うかの観点から、企業の財務状態を吟味しなければならない（三項一号）。また、保険数理の確認すなわち被監督企業の貸借対照表に基づいて、責任準備金が実際に法律の規定と一致して積み立てられていることを証明するとともに、取締役会への報告書において、どのような計算原則がこの確認の基礎とされたかを説明しなければならない（三項二号）。そしてこの保険数理の確認ができないかまたは限定的にしかできないときは、その旨を取締役会に通知し、取締役会がこの異議を遅滞なく是正しないときは、直ちに監督庁に知らせなければならない（三項三号）。さらに、責任アクチュアリーは、取締役会に対し妥当な剰余配当の提案をしなければならない（三項四号）。取締役会は、責任アクチュアリーに対しその任務の遂行に必要なすべての情報を提供する義務があり（四項一号）、また監督庁に対し保険数理の確認についての説明報告書を提出する義務がある（同二号）。

(2) この責任アクチュアリー制度の導入は、それまでいわゆる基礎書類の一部とされ、監督庁の事前の認可が必要とされていた保険約款、料率表（*Rate*）および保険料・責任準備金の計算原則の説明書が基礎書類から除外されたこと（改正前VAG五条三項二号、五項一号の規定が定めていた事項の削除）に伴うものである。すなわち、一方でこの認可義務の廃止はその限度において国の予防監督の廃止であり、他方で責任アクチュアリー制度の導入は安定した企業レベルにおける自主規制（*Selbstregulierung*）への転換であり、ドイツ保険監督法の基礎的な構造改革であると評価されている⁽⁵⁾。換言すれば、ドイツは、この改革により、法律で確定される保険料および責任準備金の計算原則の遵守の責任を、一人の保険計理人すなわち責任アクチュアリーに負託することにしたともいわれている⁽⁶⁾。したがって、責任アクチュアリーの責務は、あらゆる不測の事態を顧慮して、保険企業の疑う余地のない支払能力の堅牢性（*Robustheit*）を配慮することであり、その行動規準は企業利益ではなく保険契約者の権利および利益の保護であると解されている⁽⁷⁾。

他方で、この重要な任務にもかかわらず、責任アクチュアリーの法的輪郭が不鮮明であることから、立法者が沈黙している多くの法的問題の解明が試みられている。第一に、その資格との関連では、「信頼性」、「専門性」という法的概念の具体的な意味内容が問題とされ、また自然人に限られるのか法人も資格があるのかが問題とされている。第二に、その法的地位との関連では、従業員や取締役の兼任が可能かどうか、従属的な従業員は企業独自の監督機関による自主規制の意図にそぐわないのではないか、また取締役が企業利益の追求義務と保険契約者の利益保護義務を同時に履行することが可能かどうか、さらには責任アクチュアリーの選任権限が誰にあるのか、取締役会かまたは監査役会か等が問題とされている。第三に、監督任務・権限との関連では、VAG 一一 a 条三項一号にいう「保証する (sicherstellen)」とはどのような意味か、決算監査人のように定期的な監視でよいのか不断(常時)の監視が必要か、取締役会の業務執行に介入できるのか、監督権限はどこまで認められるか、さらに保険料・責任準備金の計算の監督基準は何か、妥当な剰余配当の法的条件は何か等が問題とされている。第四に、責任アクチュアリーは企業または保険契約者に対して民事法上の責任を負うか、負うとすればその根拠は何かが問題とされている。これらの中でも、責任アクチュアリーの活動にとつとりわけ重要なものは、第二の法的地位と第四の責任の問題であるといわれている。⁽⁸⁾

(3) ドイツの問題状況は日本においても同様に見られる。平成七年保険業法の改正に向けた見直しの議論において、すでに保険計理人の地位の独立性、その権限および責任の強化を内容とする立法論が提案されていた。⁽⁹⁾ たとえば、保険計理人の地位に関しては、株式会社社の監査役および会計監査人の地位の独立性に準じた立法の検討の必要性が、また責任に関しては、保険計理人に職務懈怠、不当な職務行為があった場合、保険会社および第三者に対し損害賠償義務を負う旨の定めが必要が提案されている。⁽¹⁰⁾ しかし、平成七年改正以降、保険計理人の関与事項等のいわば職務範囲の拡大・明確化が図られているもの⁽¹¹⁾、その法的地位および責任に関しては立法上進展が見られない。今日にお

いても責任に関して立法論を主張する見解⁽¹²⁾が見られるものの、保険計理人の法的地位に関してほとんど議論がない状況である。平成一三年六月二六日金融審議会金融分科会第二部会が、「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」において、保険会社におけるガバナンスの強化の具体的な方策の一つとして、保険計理人の機能強化つまり権限強化と対応の責任負担の検討をあげている点が注目される⁽¹³⁾。しかし、権限と責任の強化はとりわけそれと同時に保険計理人の法的地位の独立性が確保されてはじめて実効的なガバナンスとして機能しうるものであつて、法的地位の問題を顧慮しない権限と責任の強化は、保険計理人をして国のいわゆる出先機関ないしは一部局化とすることにもなりかねない⁽¹⁴⁾。

ドイツと異なり、日本では今日においても、原則として普通保険約款、保険料および責任準備金の算出方法書がいわゆる基礎書類の一部とされ（保険業法四条二項三号・四号、保険業法施行規則八条、九条、一〇条）、事前・事後の認可義務を負わされている（同法三条一項、四条、一二三条）。したがつて、日本では、まずはこの保険業法の体系において保険計理人の権限と責任を強化することの意義が問われなければならない。すなわち、保険業法における保険計理人の位置づけが問題とされなければならない。国の監督能力（人的・物的能力）が財政事情等の観点から期待できないので将来的には保険計理人による財務監督が強化される必要があるといふのであれば、その限りで国の監督は後退してドイツのように財務監督を自主規制化するという方向が考えられるであらう。あるいは国の監督能力は今でも十分であるがさらに万全を期すためであるといふのであれば、過剰規制の批判は免れなく、保険計理人の法的地位の独立性・権限・責任の強化の必要性はないといふことになる。いずれにせよ、保険業法における保険計理人の体系的な位置づけないしその法的地位の問題は、国の保険監督（とくに財務監督）の在り方（基本的枠組み）と密接に関連する基礎的問題であるとの認識が重要である⁽¹⁵⁾。日本の立法がどの方向に進むかは現時点では必ずしも明らか

ではないが、現行法の下においても保険計理人の位置づけは明確であるとはいえない。保険計理人は誰のために何のために職務を行なうべきか、国のためか企業のためか、あるいは保険契約者のためか必ずしも明らかではない。ドイツの責任アクチュアリー制度をめぐる法的问题、とりわけその法的地位に関する議論は、日本の今後の立法のあり方を考えるうえで有益な示唆を与えるものと思われる。

(1) Brömmelmeier, Der Verantwortliche Aktuar in Lebensversicherung, 2000, S.26; Schroer, Der Verantwortliche Aktuar in der Lebensversicherung — Entwicklung, Stellung und Haftung, 2000, S. 23.

(2) なお、VAG一三九条は、責任アクチュアリーが虚偽の保険数理の確認を行なった場合について罰則を定める。

(3) VAG一—a条の規定はつぎのように定める。

第一—a条 生命保険における責任アクチュアリー

(1) すべての生命保険企業は、一人の責任アクチュアリーを選任しなければならない。責任アクチュアリーは、信頼性および専門性を有しなければならない。専門性は、十分な保険数理の知識および職務経験を有することが条件である。十分な職務経験は、原則として、最低三年間の保険計理人の活動が証明される場合に認められる。

(2) 責任アクチュアリーの候補者は、選任前に、第一項に基づき、信頼性および専門性の評価にとつて重要な事実を届け出て、監督庁に指名されなければならない。責任アクチュアリーの候補者が信頼性または専門性に欠けることを証明する事実があるときは、監督庁は、他の者が指名されることを要求できる。選任後、その選任を妨げたであろう事態が判明するか、または責任アクチュアリーが本法に基づいて負わされる任務を適法に遂行しないときは、監督庁は、他の責任アクチュアリーが選任されることを要求できる。第二文および三文の場合において、候補とされたかまたは新たな責任アクチュアリーもまた条件を満たさないか若しくは新たな選任が行なわれない場合には、監督庁は、自ら責任アクチュ

アリーを選任できる。責任アクチュアリーの辞任は、遅滞なく監督庁に通知されなければならない。

(2a) 責任アクチュアリーは、監査役会の同意をもって選任または解任する。小規模社団（五三条）が監査役会を設けていない場合には、定款で最高機関が責任アクチュアリーを選任する旨を定めていないかぎり、取締役会が選任する。

(3) 責任アクチュアリーは以下の任務を負う。

一 責任アクチュアリーは、保険料および責任準備金の計算に当たり、第一条および第六五一条一項に基づいて発布される法令ならびに商法三四一f条の原則が遵守されることを保証しなければならない。さらに、責任アクチュアリーは、企業の財務状態とくに保険契約に基づく義務の継続的履行可能性が常に保証され、かつ、企業がソルベンシー・マージンの大きさにおいて十分な資産を有するかどうかを吟味しなければならない。

二 責任アクチュアリーは、小規模社団（五三条一項一文）の場合を除き、貸借対照表により、責任準備金が商法三四一f条ならびに第六五一条一項に基づいて発布される法令に従って積み立てられていることを確認しなければならない（保険数理の確認）。検査に関する商法三四一k条はこれにより影響を受けない。責任アクチュアリーは、企業の取締役会に対する報告書において、どのような計算原則およびその他の仮定が確認の基礎とされているかを説明しなければならない。

三 責任アクチュアリーがその任務の遂行に当たり、事情によっては第二号に従った確認ができないかまたは限定的にしかできない場合には、責任アクチュアリーは、その旨を取締役会に対して、および取締役会が異議を遅滞なく除去しないときは直ちに監督庁に対して知らせなければならない。

四 責任アクチュアリーは、剰余配当請求権付の保険契約について、取締役会に対し妥当な剰余配当を提案しなければならない。

(4) 企業の取締役会は以下の義務を負う。

一 第三項に基づきその任務の適法な遂行に必要なすべての情報を責任アクチュアリーに入手させる義務、および

二 第三項二号に基づき保険数理の確認に関する説明報告書を監督庁に提出する義務。

(5) 第一五六 a 条第三項五文に基づき確認が行われない葬祭費積立組合ならびに年金積立組合については、第三項一号一文および二号二文は適用されない。第三項一号二文に基づく検査義務はこの場合にも適用される。第三項二号一文は、そこで指示された確認の箇所において、責任準備金が認可された基礎書類に従って積み立てられている旨の確認(保険数理の確認)がなされることを条件に、適用される。

(6) 大蔵省は、法令により、保険数理の確認の文面および第三項二号および第五項による説明報告書の内容および範囲ならびに提出期限に関する詳細を定める権限を有する。権限は法令により連邦監督庁に移譲できる。連邦監督庁は、州監督庁と協議して指示を出すものとする。

(4) 責任アクチュアリーの選任は、生命保険に限られなく、保険料返還付傷害保険 (Unfallversicherung mit Prämienrückgewähr) (一一 d 条)、特約医療保険 (substitutive Krankenversicherung) (一二条二項、三項、五項) および年金責任準備金 (Rentendeckungsrückstellung) の計算が必要な他の保険部門においてもまた必要とされる。他の保険部門として、普通責任保険 (Allgemeinen Haftpflichtversicherung)、自動車責任保険 (Kraftfahrzeug — Haftpflichtversicherung)、搭乗者傷害保険 (Kraftfahrt — Unfallversicherung) および保険料返還付なら普通傷害保険 (Allgemeinen Unfallversicherung ohne Rückgewähr der Prämie) (一一 e 条) がある。

(5) Brömmelmeier, 注(1) S.25.

(6) Schroer, 注(1) S.22.

(7) Schroer, 注(1) S.1; Brömmelmeier, 注(1) S.28.

(8) Schroer, 注(1) S.3.

(9) 岩原紳作「計算」竹内昭夫編『保険業法の在り方上巻』一七〇頁以下(一九九二年)、古瀬政敏「保険計理人の役割について」文研論集一〇四号七一頁以下(一九九三年)。

- (10) 岩原・注(9)一七二頁以下。民事責任との関連では、保険計理人の職務懈怠により会社が危機に陥った場合、その賠償額は巨額で保険計理人が支払える額でもなく、したがって保険契約者の保護は別途手当てされることになり、その意味で相応の責任という場合、どのような責任が必要かつ実効的か検討する必要があるとの指摘がある(関西保険業法研究会「保険業法逐条解説」(XIV)第一二〇条、第一二七条「生命保険論集一四二号一五四頁」[小林量](二〇〇三年))。
- (11) 保険業法一二〇条一項の規定は、保険会社は、取締役会で保険計理人を選任して、保険料の算出方法その他の事項に係る保険数理に関する事項として内閣府令で定めるものに関与させなければならないと定める。そして保険業法施行規則七七条の規定は、保険計理人の関与事項として以下のものを挙げる。生命保険会社では、保険料の算出方法(二号)、責任準備金の算出方法(二号)、契約者配当または社員に対する剰余金の分配に係る算出方法(三号)、契約者価額の算出方法(四号)、未収保険料の算出(五号)、支払備金の算出(六号)、保険募集に関する計画(七号)、生命保険募集人の給与等に関する規程の作成(八号)、その他保険計理人がその職務を行なうに際し必要な事項(九号)のすべてであり、損害保険会社では、第一号から第四号の事項と、第六号および第九号の事項である。また保険業法一二一条の規定は、保険計理人の職務を定めており、それによれば、保険計理人は、毎決算期において以下の事項を確認し、その結果を記載した意見書を取締役に提出し(一項)、その後遅滞なくその意見書の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない(二項)と定める。確認事項として、保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか(一号)、契約者配当または社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか(二号)、その他内閣府令で定める事項(三号)として、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか(施行規則七九条の二)が挙げられている。
- (12) 石田満『保険業法全訂第二版』二一九頁(二〇〇四年)。
- (13) 保険会社のガバナンス強化の具体的な方策の一つとして、保険計理人(保険アクチュアリー)の権限強化と相応の責任負担を求めることは、国際的動向にも沿うものであり、金融審議会の方向は基本的に妥当である。ドイツにおいても、

保険会社のいわゆるコーポレート・ガバナンスを議論する際に責任アクチュアリーの存在を抜きには語ることはできなく、また保険相互会社と保険株式会社との企業組織構造の差異にも留意しなければならないといわれている。Schunemann, Corporate Governance in der Diskussion, Versicherungswirtschaft, Heft 1/2003, S. 26-29.

(14) 本文で挙げた金融審の中間報告では、保険計理人と行政当局とのより密接な連携の必要性がいわれており、その具体的な内容は明らかでないが、少なくとも保険計理人が行政当局の手足となるような連携は厳に避ける方向で検討されるべきであろう。

(15) 同旨、古瀬・注(9)九六頁。

二 責任アクチュアリーの法的地位

(1) 問題の所在

ドイツでは責任アクチュアリーのほとんどが被監督企業の指導的従業員 (leitender Angestellter) または取締役であるといわれている。⁽¹⁶⁾ 一般に、この地位の兼任が利益衝突を生じさせるかまたは責任アクチュアリーの必要な独立性を害するおそれがあるときは、責任アクチュアリーと従業員または取締役の兼任は監督任務と相容れなく、それゆえ禁止されなければならないことになる。たとえば、決算監査人の資格と関連して、ドイツ商法三一九条二項二号の規定は、公認会計士が被監査会社の法定代理人または監査役もしくは従業員であるか、または選任前の直近三年間にそうであった場合には、その者は決算監査人になることができないう旨定めている。また、株式法一〇五条一項の規定も、監査役と取締役の兼任を禁止している。一般に、企業を監督しなければならない者は原則として企業から独立してい

なければならぬが、責任アクチュアリーにはこのような兼任禁止の規制が見られない。法律の規制がないということは兼任については保険者の裁量にまかされているものと解され⁽¹⁷⁾、前述のようにドイツの実務上も従業員または取締役の兼任が一般的となつて⁽¹⁸⁾いる。

しかし、一方で、従業員地位の兼任が責任アクチュアリーの任務遂行を妨げるおそれがあることは明らかである。すなわち、責任アクチュアリーは、VAG 一 a 条三項によれば、単に保険料および責任準備金の計算が法律の規定と一致することに責任を負うだけでなく、さらに保険契約の継続的履行可能性およびソルベンシー・マージンの水準において十分な資産があるかどうかという観点から、当該企業の財務状態もまた監視しなければならぬとされている⁽¹⁹⁾。これによつて責任アクチュアリーは保険契約者の権利および利益を保護する義務を負わされていることになる。

これに対し、従業員は、企業利益の追求義務を負う取締役の指揮命令の下においてその指図に従わざるを得なく、それゆえ従業員の兼任は、保険契約者の利益保護を任務とする責任アクチュアリーの職務遂行に必要な独立性を害するおそれがある。他方でまた、取締役の兼任も、取締役の企業利益追求義務と責任アクチュアリーの保険契約者の利益保護義務の衝突を生じる⁽²⁰⁾。今日、ドイツでは、従業員または取締役の地位の兼任から生じうる利益衝突の問題解決に向けた議論がなされている。このドイツの議論は、日本の現行保険業法における保険計理人の法的地位および将来の立法を考へるうえで有益な示唆を与えるものである。以下において簡潔な紹介を試みる。

(2) 従業員の兼任

一般に、従業員の特徴は人的・経済的な従属関係であるといわれる。すなわち、従業員は、職場の移動、勤務時間・期間・場所に関して雇用主の包括的指図権に従い、仕事を自由に行なうことはできず、労働時間も自ら決定できなく、

したがって、企業の取締役会の指図に従うことになる。⁽²¹⁾ このような従属的地位を兼ねる責任アクチュアリーが、保険契約者の利益のために実効的な監督ができるものかどうか疑問とされる。⁽²²⁾ たとえば、取締役会は従業員を兼ねる責任アクチュアリーの異議（V A G 一一 a 条三項三号）やその剰余配当の提案（同四号）を無視するだけでなく、減給または職階制内での降格等の不利益扱いによって脅すことも考えられなくもない。⁽²³⁾ さらに、取締役会は自らの指図・指揮権限を通して直接保険数理の計算に介入し、責任アクチュアリーが十分慎重に計算した保険料等を競争的な価格政策を理由に修正・変更を迫ることも考えられなくもない。このような介入が保険契約の継続的履行可能性および保有契約の平等扱い（V A G 一一 条二項）⁽²⁴⁾ を持続的に危うくするものであることは明らかである。⁽²⁵⁾ したがって、従業員が兼任する場合には、責任アクチュアリーの監督の実効性を確保するためには、その法的地位の独立性、とりわけ指図独立性の確保が重要であると指摘される。⁽²⁶⁾

(i) 従業員責任アクチュアリーの有効な自主規制の条件

責任アクチュアリーは、イギリスのアポインテッド・アクチュアリーと同様に、その職業団体（ドイツアクチュアリー会⁽²⁷⁾ Deutsche Aktuarvereinigung、以下、D A V としよう。）の後援を必要とし、責任アクチュアリーの威信はその者が会員である D A V の威信によってその基礎が補強される必要があるといわれている。⁽²⁸⁾ ただ、D A V の設立（一九九三年）が間もないこともあって、古い歴史と伝統に裏づけられたイギリスの職業団体のような威信はなく、将来的にはともかく、現時点では D A V の後援は企業内部の適切な法的地位に代替できるものではないといわれている。⁽²⁹⁾ したがって、現行法の下において、従業員が責任アクチュアリーに選任される場合に、V A G 一一 a 条の規定が実際に有効に機能するには一定の条件の存在が必要不可欠とされ、とりわけ以下の四点が指摘される。

① 指導的地位（Führungsposition）の確保

ドイツ保険監督法における責任アクチュアリーの法的地位（出口）

責任アクチュアリーは、保険契約者の利益を保護するために「卓越した地位 (herausragenden Stellung)」を占めることによってその特別の意義が正当に評価される必要があるといわれる。すなわち、企業の職階制内において指導的地位に就任し、また「直接取締役会にアクセスする権利」および「重要なすべての情報を入手する権利」を有し、さらに直接取締役会レベルにおける保険技術上重要なすべての決定プロセスに参加しなければならないといわれる。⁽³⁰⁾したがって、取締役会は、責任アクチュアリーが特別の専門知識を有する専門家であると同時に保険契約者の利益代表者であると認めなければならず、従属的な従業員とみなしてはならないといわれる。⁽³¹⁾これを企業ないし取締役会の義務という側面から見れば、一般に、企業は、責任アクチュアリーの任務の円滑な遂行のためにまたはそれが妨げられることがないようにその活動環境を整える義務があることになる。⁽³²⁾具体的には、第一に、取締役会は、責任アクチュアリーがその任務遂行のため必要なすべての情報を入手させる義務を負うことである (VAG 一 a 条四項一号)。責任アクチュアリーは、決算期という一定時点に関係づけられた決算監査人の任務とは異なり、保険契約に基づく義務の履行可能性を「何時でも」または「常に」保証しなければならない任務をゆだねられていることから、この情報の入手機会もまた「何時でも」または「常に」保証されなければならないことになる。⁽³³⁾また任務の遂行にとつてどのような情報が重要であるかの決定も、取締役会ではなく責任アクチュアリー自ら行なうことができ、何時どこでどのような情報を企業に求めるかにつき独自に決定できなければならないと解されている。⁽³⁴⁾第二に、責任アクチュアリーの任務の円滑な遂行が保証されるためには、情報入手の機会が保証されるだけでは足りず、企業側のさらなる支援措置、たとえば財政的・人的な支援が必要とされる。この観点からも、企業は責任アクチュアリーを指導的従業員に就任させるべきであるといわれる。⁽³⁵⁾

② 指図独立性 (Weisungsunabhängigkeit) の確保

指図従属性と有効な監督とは相容れないものであることから、責任アクチュアリーは、保険技術の中核領域においては指図から絶対的自由でなければならぬとされ、法律は責任アクチュアリーが独自に決定しなければならない自立的な (autonom) 権限領域を認めている (VAG 一一 a 条三項)。したがって、取締役会は保険数理の計算に直接・間接に介入してはならないことになる。³⁷ 指図禁止の明示の規制がなくとも、責任アクチュアリーがその専門領域において指図から自由に行動できなければならないことは異論のないところであり、これに対応して、企業は、その専門領域においては責任アクチュアリーに対していかなる影響も及ぼしてはならない義務を負うことになる。いわゆる上司の指揮権 (Direktionsrecht von Vorgesetzten) はその限りで制限されなければならず、同様のことは責任アクチュアリー自身に対してだけでなく、その任務遂行のために使用されるすべての補助者に対しても妥当すると解されている。³⁸ さらに、立法論として、責任アクチュアリーおよびその補助者に対する指図禁止が明文で定められるべきであるとの主張が見られる。³⁹

③ 相対的な人的独立性 (Relative persönliche Unabhängigkeit) の確保

責任アクチュアリーの選任を取締役会だけにまかせると法律で認められる専門領域における指図独立性が実際上空洞化されるおそれがあるため、取締役会との関係において従業員責任アクチュアリーの人的従属性が相対化される必要があるといわれる。⁴⁰ 責任アクチュアリーの選任・解任権が誰にあるかについては従来見解の分かれていたところである。一般に業務執行・代表の権限が取締役会にあることから (株式会社七七条、七八条)、取締役会の権限であるとする見解もあつたが、株式会社一一一条四項の規定を類推して監査役会の同意を要するとの見解も有力に主張されていた。⁴¹ 後者の理由として、監査役会はとくに取締役の選任・解任権という排他的人事権が与えられることにより (株式会社八四条一項) 取締役会の業務執行を監督する任務を有することから (同一一一条一項)、もし責任アクチュアリー

の選任・解任権を取締役会の単独権限とすると、監査役会は業務執行の一端を担う責任アクチュアリーに対し影響力を有しえなくなり、業務執行の有効な監督が保証されなくなってしまうことが指摘されていた⁽⁴³⁾。これに対し、監査役会の人事権 (Personalkompetenz) を論拠として監査役会の同意を要求する考えに批判的な見解が見られた⁽⁴⁴⁾。それによれば、第一に、監査役会の人事権は株式会社に強行的に要求される株主総会・監査役会・取締役会という三つの機関相互間の権限分配の構成部分にすぎない。責任アクチュアリーは、指図権も業務執行権もなく、それゆえ上記三つの機関の権限バランスの外にあるから、その選任・解任について監査役会の人事権や業務執行の監督権限を論拠として持ち出すのは妥当でないというものである⁽⁴⁵⁾。第二に、たしかに責任アクチュアリーは法律の定める任務を通して一定の企業決定に影響を及ぼさざるを得ないが、しかしそのことによつて企業利益、つまり株主や社員等の利益追求だけを義務づけられる業務執行機関となるわけではなく、責任アクチュアリーは保険契約者の利益のためだけに活動するのであるから、業務執行の監督の守備範囲ではないというものである⁽⁴⁶⁾。第三に、責任アクチュアリーは場合によつては取締役会に対し自らの意見を押し通すが、その場合に企業内部の監督や責任に服さないというのが責任アクチュアリーの本質であるから、選任・解任権限の論拠として監査役会の監督任務を主張するのは不可能であるというものである⁽⁴⁷⁾。第四に、根本的問題として、責任アクチュアリーの選任・解任権限の問題を企業組織法上の観点から決定できるのかという疑問があるというものである。すなわち、責任アクチュアリーは、株式法七六条以下の規定の定める意味における会社機関の系列に属さない独自の性質の任務、つまり保険契約者の利益保護という企業外の目標を有する主体が問題であり、「チェック・アンド・バランス」で刻印された企業組織法上のシステムに組み込むことができないという主張である⁽⁴⁸⁾。第五に、監査役会も企業利益追求任務を有するのであるから、選任につきその同意が要求されたとしても取締役会単独の場合よりも良い責任アクチュアリーが選任される保証はなく、むしろ選任手続が屋上屋を

重なるだけであるというものである。⁽⁴⁹⁾このような議論のある中で、二〇〇〇年の改正法は有力説に従って、責任アクチュアリーの選任・解任について監査役会の同意を要する旨の明文の規定を置いて決着を図っている(一一 a 条二 a 項)。ただ、監督庁が選任について拒否権を有することから(VAG 一一 a 条二項)、選任権限が誰にあるかは重要な問題ではなく、責任アクチュアリーの人事の有効な監督は原則として監督庁だけに期待できるともいわれている。⁽⁵⁰⁾

④ 訴訟権限 (Rechtsstreitbefugnis) の確保

責任アクチュアリーは、自己の権限領域を守るために訴訟権限が認められなければならないことが指摘されている。⁽⁵¹⁾たとえば、取締役会が保険数理の領域において指図することによりVAG 一一 a 条三項の規制を無視するような場合には、責任アクチュアリーは、必要とあれば訴訟によって防御できなければならないというものである。⁽⁵²⁾

以上①～④が従業員責任アクチュアリーの有効な自主規制の条件とされるが、一般に、指揮権および指図権は従業員概念における人的従属性の本質的特徴とされることから、上記条件の中でもとりわけ②の指図独立性と従業員の地位とは相容れないものといわれる。⁽⁵³⁾ただ、支配的見解によれば、専門領域においては指図拘束性は従業員資格の構成要素ではないと解されており、⁽⁵⁴⁾判例もまた指図拘束性は「高度の性質の役務について必ずしも典型的でない」(für Dienstliche höherer Art nicht immer typisch) ⁽⁵⁵⁾とされている。たとえば、主任医師 (Chefarzt) は純粹な医療行為に当っては独立的であり、患者の治療の際に病院が指図することはできなく、また実際にもありえないが、主任医師は仕事と場所に関しては雇用主の指図に従わざるを得ないことから、なお従業員とみなされることになる⁽⁵⁶⁾と解されている。したがって、従属的な就業と専門的指図独立性は両立が可能であって、このことは従業員が責任アクチュアリーを兼務する場合にも妥当すると解されている。⁽⁵⁷⁾

以上を要約すれば、従業員が責任アクチュアリーとなる場合には、専門領域において指図独立性が認められること、

および相対的な人的独立性と訴訟権限が認められるような指導的地位に就任することが必要であるといえる。これは企業内部における責任アクチュアリーの法的地位の最低条件であり、VAG 一 a 条三項の目的論的解釈から生ずると解されている。⁽⁵⁸⁾

(ii) 上記(i)の条件の解決方法。

① 雇用契約による解決

労働法は契約自由の原則が支配することから、保険企業は、雇用契約において指図独立性、情報請求権（VAG 一 a 条四項一号）および取締役会への参加権を約束することができ、それゆえ雇用契約を通して上記(i)の条件を充足することが可能であるといわれる。⁽⁵⁹⁾

しかし、この解決方法は疑問とされている。第一に、責任アクチュアリーは企業の長期の財務安定性に責任を負うものであり、雇用契約上特別の権利が交渉で取り決められるとしても、単なる従業員地位ではその任務の重要性が十分に際立たない。責任アクチュアリーの法的地位は、企業の内外の関係において他の指導的従業員から明白に際立つ形をとらなければならないといわれる。⁽⁶⁰⁾ 第二に、雇用契約の内容が当事者の自由に決められるとなると、保険監督の実効性が個々の責任アクチュアリーの交渉力（Verhandlungsgeschick）にかからしめられてしまい、またその結果、監督の規準も企業ごとに異なることとなり、保険契約者の保護の観点から妥当でないといわれる。⁽⁶¹⁾ 第三に、雇用契約の内容は実際上は雇用主、それゆえ結局は取締役会が決定することになるが、被監督会社の機関が監督者である責任アクチュアリーの法的地位を決定することは不合理であるといわれる。⁽⁶²⁾ 第四に、雇用契約上特別の権利が約束されても、責任アクチュアリーが指導的従業員である以上は、依然として事実上取締役会に従属せざるを得なく、とくに取締役の中に保険アクチュアリーがいるような場合には、取締役会に従属的な責任アクチュアリーが取締役会に対し保

險数理上の異議を貫徹させることは困難であるといわれる。⁽⁶³⁾

② 会社法による解決

これは責任アクチュアリーを法的に独立した会社の機関 (Gesellschaftsorgan) と見る考え方であり、近時有力に主張されている。⁽⁶⁴⁾ この解決の利点は、責任アクチュアリーが取締役、従業員または外部の保険アクチュアリーかどうかにかかわらず、法的地位について統一の標準化が可能となることであるといわれている。⁽⁶⁵⁾ すなわち、会社法は権力のチェック・アンド・バランスの一つのシステムを実現しており、それはいかなる機関にも法的優位を認めない。責任アクチュアリーが、取締役会、監査役会および株主総会と同等・同格の機関と認められるならば、その従属的な法的地位は問題とならず、その機関資格は、責任アクチュアリーにとって不可欠の指図独立性および訴訟権限も伴うことになるといわれる。⁽⁶⁶⁾ しかし、責任アクチュアリーの機関資格が認められるかどうかについては議論がある。

肯定的な論拠としてつぎのことが指摘される。第一は、VAG 一 a 条一項の規定の「Bestellen」という言葉の使用は、立法者が責任アクチュアリーも取締役と同様に (株式法八四条一項参照) 企業と機関関係にあることを表明したものであるということである。⁽⁶⁷⁾ これに対しては、立法者の言葉の選択はせいぜい機関性の徴表 (Merkmal) にすぎなく、⁽⁶⁸⁾ 論拠としては素朴すぎると批判される。⁽⁶⁹⁾ 第二は、機関概念が挙げられる。すなわち、法人の組織構造に従い、法人のための行為能力を基礎づける個人または複数の個人が法人の機関であり、あるいは法人のために内部の意思形成を執行する委員会 (Gremium) が法人の機関であると解されている。⁽⁷⁰⁾ 責任アクチュアリーは、法律上確定され、かつ、企業組織を規定する権限領域 (VAG 一 a 条三項) の枠組みにおいて、法人の行為能力を基礎づける。たとえば、責任アクチュアリーは保険料が妥当な保険数理の仮定に基づいて計算されており、そして被監督企業が十分な責任準備金を積み立てていることを保証するが、企業自体にはその能力はない。企業はその限りでは責任アクチュアリーに

よつてのみ行為能力が認められるにすぎない。また責任アクチュアリーは保険企業内部の意思形成に持続的に参加し、保険契約者の剰余配当に關しては法人の意思形成の中心となる(VAG 一 a 条三項四号)⁽⁷¹⁾。したがつて、一般に承認される機関概念は、責任アクチュアリーの機関資格を根拠づけるというものである。⁽⁷²⁾

これに対し、否定的な論拠としてつぎのことが指摘される。第一に、責任アクチュアリーのモデルとされたアポインテッド・アクチュアリーは会社の機関ではないというものである。しかし、この点については、イギリス法は一般に機関の概念を知らず、Board of directors は会社の機関ではなく受任者と理解されるにすぎないことから、アポインテッド・アクチュアリーの機関属性は教義上本来的に排除され、ここでの法比較は不毛であるといわれる。⁽⁷³⁾ 第二に、株式会社の組織に關する規定(株式法七六条以下)は自足的規制(cine abgeschlossene Regelung)であり、これによつて株主總會、取締役會および監査役會相互の關係のバランスをとつてゐるのであるから、別の機関を創ることはできないというものである。⁽⁷⁴⁾ この點に關しては、責任アクチュアリーは企業とは無關係な役割とくに生命保險企業の自主規制の役割を果たすだけで、既存の権限構造のバランスを損なうような結果を生じさせるものではなく、また決算監査人と異なり、被監督企業の營業政策を不斷に監視しなければならない。たとえば、保險料計算が「妥当な保險數理の仮定に基づいて (unter Zugrundelegung angemessener versicherungsmathematischer Annahmen)」(VAG 一 a 条一項) いない價格における販売に對し事後に異議を唱えるのではなく、最初からそれを阻止すべく予防的に、かつ、具体的に業務執行に介入しなければならぬ。したがつて、たしかにこの限りで間接的に取締役會の業務執行権限を侵害しうるが、しかしこの侵害は責任アクチュアリーの機関属性に基づくものではなく、VAG 一 a 条三項の権限規範それ自体に基づくものであるから、上記自足的規制は責任アクチュアリーの機関資格を妨げるものではないと反駁される。⁽⁷⁵⁾ 第三に、機関資格は企業組織の問題であり、相應の規制は会社法によつてのみ行なうことが可能であつて、保險

監督法ではできないというものである。⁽⁷⁶⁾この点についても、保険監督法は保険者の企業組織に介入し、会社法の規定を変更または補充している。たとえば、保険監督法は、相互会社の会社構造を排他的に規制し（VAG 一五条）五三 b 条）、株式会社と異なり、元受保険者の取締役の最低員数の選任義務を定め（同一五六条、三四条一文と株式会社七六条二項一文の比較参照）、監督庁の代表者の監査役会への派遣権限を定め（VAG 八三条三項と株式会社一〇九条一項一文との比較参照）、さらに保険者による責任アクチュアリーの選任義務（VAG 一一 a 条一項）および取締役会の情報提供義務（同四項一号）等を定めることよって、保険企業の組織およびその権限構造を変更・補充している。したがって、法体系は責任アクチュアリーの機関資格の問題に否定的に作用するものではないと反駁される。⁽⁷⁷⁾

(iii) 機関資格の法的効果

責任アクチュアリーの会社機関としての位置づけは、つぎのような法的効果をもたらすといわれる。

第一に、責任アクチュアリーの機関的領域における自由が認められることである。すなわち、一般に、自己の権限内および会社組織の制限内における自由が機関概念に内在する本質であることから、責任アクチュアリーはその任務の範囲（VAG 一一 a 条三項）において指図からの自由（指図独立性）が認められることになる。これは機関資格の帰結であつてとくに成文化される必要はなく、これにより従業員責任アクチュアリーの有効な保険監督のための重要な条件が満たされることになるといわれる。⁽⁷⁸⁾

第二に、責任アクチュアリーに訴訟権限が認められることである。一般に、会社の各機関は自己の権限を他の機関の干渉から守ることができなければならない。たとえば、監査役会は取締役会に対し報告請求権を有するが（株式会社九〇条一項）、この実体的権利の本質は訴訟において実行できることである。責任アクチュアリーも機関権限として取締役会に対し情報請求権を有するが（VAG 一一 a 条四項一号）、これは監査役会のそれに相応するものである。

また責任アクチュアリーは、法律の定める自己の固有の権限 (VAG 一一 a 条三項) に対する取締役会の介入、たとえば保険技術の中核領域における指図に対しては不作為を求める訴えにより防御できなければならぬ。このような介入は企業内部の権限バランスだけでなく、保険契約者の権利および利益をも危うくするものだからであるといわれる。⁽⁷⁹⁾

また、一般に、会社内部の衝突は訴訟で決着をつけるに値いする利益がないとの主張もあるが、責任アクチュアリーの情報権の無視またはその権限領域への介入は、企業家の意見の相違を「企業家として責任のない裁判官」によって解決するというような問題ではなく、保険契約者の正当な利益を民事法上守ることが問題である。責任アクチュアリーは、衝突が生じたときにはたしかに監督庁に相談して公法上の欠陥監督の措置 (VAG 八一条二項) をとるよう監督庁を促すこともできるが、民事裁判所における訴訟の方が自主規制の制度趣旨にふさわしく、責任アクチュアリーは決して監督庁の出先き (Beliehener) ではなく、独自の独立した制度であるという自主規制の根本思想に合致するといわれる。⁽⁸⁰⁾

第三に、責任アクチュアリーは企業と特別の信頼関係で結ばれることになり、信義誠実の原則 (民法二四二条) を凌駕する機関的誠実義務 (organschaftlichen Treubindung) を負うということである。この誠実義務の容認は、責任アクチュアリーが監督庁でなく企業に付属することおよび利益衝突がまずは企業内部で解決されることを前提とするが、利益衝突の場合には保険契約者の利益保護という規範的責任との関係で後退するといわれる。すなわち、責任アクチュアリーは、保険数理の確認ができなく、取締役会がその異議に対する対策をすみやかに講じないときは、直ちに監督庁に知らせなければならず、またたとえば財務状態の吟味 (VAG 一一 a 条三項一、二文) の結果、契約の継続的履行可能性および企業のソルベンシーが危うくされるおそれがあるときは、直ちに取締役会にその疑念につい

て知らせなければならぬ。この法的義務は、根本においてはVAG一一a条三項一号の目的論的解釈から生ずるが、誠実義務によって特別に強調されることになるといわれる。⁸²⁾

(iv) 小括

以上を要約すれば、今日ドイツでは、責任アクチュアリーは企業の従業員も就任できると解するのが支配的見解である。その会社機関としての位置づけは、有効な自主規制の条件、つまり指導的地位、指図独立性、人的独立性および訴訟権限が現行法上すでに充足されることを結果する。そのことによつて、責任アクチュアリーは、会社機関の資格において、保険者の監督のためにその「際立った意義」にふさわしい法的地位が与えられることになる。

(3) 取締役の兼任

取締役の兼任が許されるかどうかについてもVAGに定めがないため争いがある。VAG一一a条の規定の解釈から否定する見解もあるが、肯定する見解が有力である。

否定説の論拠は主としてつぎのようである。第一に、VAG一一a条によれば、責任アクチュアリーは、取締役会への報告書においてどのような計算原則が保険数理の確認の基礎とされたかを説明し、またその確認の署名ができないかまたは限定的にしかできない場合には取締役会に知らせなければならず(三項二号・三号)、他方で、取締役会は責任アクチュアリーに対し十分な情報を提供し、その説明報告書を監督庁に提出する義務を負っている(四項一号・二号)。この責任アクチュアリーと取締役会との法的関係は人的二元性(Personendualität)を前提としており、立法者は両者が別人であることを表明しているものと結論づける。⁸³⁾第二に、一方で取締役は保険企業およびその構成員に対し経営責任を負っており、他方で責任アクチュアリーは保険契約者の権利および利益の保護を任務とし

ている。とくに責任アクチュアリーは、責任準備金の積み立てについて貸借対照表上確認署名ができない等の異議があるときは、その旨取締役会に報告し、取締役会がその異議を遅滞なく解決しないときは直ちに監督庁に報告しなければならぬ(VAG 一一 a 条三項三号)。このような局面において、取締役会の構成員である取締役の任務と責任アクチュアリーの任務が厳しく衝突しうることになる。したがって、保険契約者の利益保護という監督法の目的達成のためには、責任アクチュアリーと取締役の兼務を認めるのは妥当でないと結論づけらる。⁽³⁴⁾

これに対し、肯定説はつぎのように反論する。すなわち、人的二元性の推論は必然ではない。責任アクチュアリーは、また取締役としても合議制機関 (Kollegialorgan)⁽³⁵⁾たる取締役会に対し説明報告書の提出を義務づけられるというだけのことである。また情報規制 (VAG 一一 a 条四項一号) も、取締役会内部においても相互の情報要求が必要となるのであるから、責任アクチュアリーが取締役会の一員となれないことの徴表ではない。ただ、この情報規制は、たしかに責任アクチュアリーが取締役でない場合、とくに会社の意思形成および決定過程に直接関与しない企業独立的な外部責任アクチュアリーにとって重要であるが、しかしこのことは立法者が取締役の兼任を禁止しようとしたことを意味するものではない。⁽³⁶⁾ また、VAG の新たな枠組みが従前の主任計理人 (Chefnahmeters) の法的地位の強化にあることは明らかである。主任計理人が取締役会の一員であるのが通例であった従前の実務と比較して、もし責任アクチュアリーへの就任が取締役会議席の喪失を結果するならば、主任計理人の法的地位の強化でなくその弱体化ということになってしまう。さらに、主任計理人が取締役にとどまり、たんなる従業員計理人が責任アクチュアリーに選任されるような場合には、上司でもある主任計理人の計算に異議を唱えざるを得ないという不都合な状況も生じうる。したがって、否定説の第一の論拠は妥当でないという。⁽³⁷⁾

否定説の第二の論拠、つまり責任アクチュアリーと取締役の任務の非両立性についてもつぎのように反駁される。

すなわち、一方で、取締役会は、その経営判断に当たり、十分な成果確保への利益、投資家（株主）の利益、場合によっては利益に参加する債権者（専益証券保有者）の利益、従業員の利益および、企業が善良な市民として国内外の社会秩序に組み込まれることから可能なかぎり環境を守るべく行動することへの公衆の利益をも考慮しなければならない。⁸⁸⁾ この利益多元論は、一般に、企業利益すなわち「企業の存立および成果への利益 (Interesse am Bestand und Erfolg des Unternehmens)」に集約ないし凝縮される。⁸⁹⁾ したがって、取締役会は、企業が長期にわたり市場においてその地位を保持できるように配慮しなければならぬ。他方で、責任アクチュアリーは、確実な保険料を保証し、保険企業の支払能力および長期の財務的安定性を保証することによって、保険契約者の利益を保護する。取締役責任アクチュアリーは、取締役として企業利益を追求しなければならないが、企業利益の概念を「企業の存立および成果」の範囲において保険技術的観点から解釈することが許される。その基調 (Leitmotiv) は、ソルベンシーおよび保険契約の継続的履行可能性という保険企業の長期の財務安定性である。この点において保険者と保険契約者との間に利益の調和が見出される。取締役責任アクチュアリーは同時に企業利益と保険契約者の利益を実現できるのであるから、取締役資格は利益衡平な職務遂行を不可能とするものではない。したがって、VAG—1—a 条一項の信頼性概念は取締役の兼任を妨げるものではない。⁹⁰⁾

ただし、肯定説は、例外として、マーケティング担当の取締役の兼務は認められるべきでないとする。⁹¹⁾ その理由として、マーケティングを担当する取締役はその職責上魅力のある価格的に有利な新商品の販売および販売増大に特別の利益を有するが、それは同時に不十分な保険料計算ないし責任準備金の過少形成の危険をはらんでいるからであるといわれる。⁹²⁾ また取締役会長の兼務についても議論がある。とくに保険株式会社の取締役会会長は株主の期待にこたえるべく営業政策の拡大に強烈な関心を持つているのが通例であることから、マーケティング担当の取締役と同

様の危険性が潜在するとして、その兼務を否定的に解する見解がある。⁽⁹⁵⁾これに対し、株式会社八四条二項により監査役会において選任される取締役会長は単に合議体 (Kollegium) を代表するだけで、会議の運営に関する権限しかなく、イギリスの chief executive のような固有の業務執行権限がないことを理由に、取締役会長の兼務を肯定する見解がある。⁽⁹⁴⁾

(4) 外部責任アクチュアリーの問題

ドイツでは従来から外部責任アクチュアリーの起用は見られなかったといわれるが、VAG 一一 a 条一項の規定が「anstellen」ではなく「bestellen」という言葉を使用していることから、保険企業が外部責任アクチュアリーを起用できることは明らかであり、また小規模な年金共済や死亡共済基金が専属の責任アクチュアリーを雇用できない場合に、外部責任アクチュアリーを起用する実際の需要もあるといわれている。この外部責任アクチュアリーの利点は、とくに職務担当者の独立性があるだけでなく、企業利益をも考慮する必要がないため利益衝突のおそれもなく、さらに監督と指揮任務との明確な分離が達成されることにあるといわれる。⁽⁹⁶⁾これに対し、不利な点としては、責任アクチュアリーは業務執行の範囲において不断に保険契約の継続的履行可能性を配慮し、十分な保険料および責任準備金が形成されることを保証しなければならないが、外部責任アクチュアリーでは被監督企業との実質的・空間的な距離によって企業内部の決定過程、とりわけ将来の営業政策に関する意思形成および商品開発に直接参加できないため、その任務の遂行が著しく困難とされることにあると指摘される。⁽⁹⁷⁾したがって、ドイツでは、外部責任アクチュアリーにとって VAG 一一 a 条四項一号の規定に基づく情報権が特別重要であり、責任アクチュアリーは、財務状況を適切に評価するために企業のすべての業務資料を入手できなければならないといわれている。⁽⁹⁸⁾

- (16) Brömmelmeier, 注(1) S.104; Schroer, 注(1) S.150,156.
- (17) Brömmelmeier, 注(1) S.104.
- (18) 監督庁の実務においても、従業員の兼任はもちろん取締役の兼任も異議が唱えられていないといわれる。Brömmelmeier, 注(1) S.140参照。
- (19) Brömmelmeier, 注(1) S.106, 135; Schroer, 注(1) S.134. Schroer は「責任アクチュアリー制度は、ドイツ保険市場の規制緩和の犠牲となった『保険監督システムの支柱 (Grundpfeiler des Versicherungsaufsichtsystems)』を埋め合わせるために創られた」ものであり、責任アクチュアリーの責務は「保険契約者のために生命保険企業の財務装備を保証すること」であるという。Schroer, 注(1) S.85参照。
- (20) Schroer, 注(1) S.134; Brömmelmeier, 注(1) S.135.
- (21) Brömmelmeier, 注(1) S.109.
- (22) Brömmelmeier, 注(1) S.109.
- (23) Schroer は、不利益抜きの禁止は指図禁止を補完する役割を果たし、後者が責任アクチュアリーの職務に対する明白な影響行使の防護であるのに対して、前者は表面上は現われない影響行使からの防護であるという。とくに監督庁に対する通知義務(VAG 一一 a 条三項二号) は圧力を受けやすく、立法論として責任アクチュアリーの職務遂行と関連した不利益抜きの禁止が明文で定められるべきであると主張する。Schroer, 注(1) S.136,137参照。
- (24) VAG 一一 条二項の規定は、「同等の条件がある場合には、保険料および給付は平等の原則に基づいてのみ査定される」とを要する。」と定める。
- (25) Brömmelmeier, 注(1) S.109.
- (26) Schroer, 注(1) S.133; Brömmelmeier, 注(1) S.113. Schroer は「明文の規制がなくても、責任アクチュアリーがその専門領域において指図から自由に活動できなければならぬことは争いが無い。彼は、専門的見地において自己の法律

上の任務をどのように遂行するか自主的に(独立して)決定できなければならない。逆に、企業は、彼に対していかなる専門的な影響力をも行使しないことを保証する義務を負う。上司の指揮権(Direktionsrecht von Vorgesetzten)はその限りで制限されなければならない。このことは、責任アクチュアリー自身に対してだけでなく、彼が自己の任務遂行のために使用するすべての補助者に対しても妥当する。」という。Schroer, 注(1) S.134参照。

- (27) ドイツアクチュアリー会は、責任アクチュアリー制度の導入をにらんで、一九九三年二月五日にアクチュアリーの職業組織として設立され、今日、国内外におけるドイツのアクチュアリーの利益代表とされ、一九九四年一月一日以降すべての国際的委員会においてドイツのアクチュアリーを代表している。その事業目的・組織運営・職業原則等の詳細については、Schroer, 注(1) S.36ffおよびBrömmelmeier, 注(1) S.99ff参照。

Brömmelmeierによれば、「立法者は複線的な監督システム(zweispuriges Kontrollsystem)、すなわち国の保険監督と自我規制(Selbstregulierung)の併存を採用した」が、ドイツアクチュアリー会は職業団体としてこの複線的監督システムを擁護すべきであるという。説明報告書(VAG 11a条三項二号)の雛型等の作成・公表、アクチュアリーの専門教育による責任アクチュアリーの十分な専門性の保証、会員を拘束する職業規準(Standesregeln)の作成等の活動が重要であるという。Brömmelmeier, 注(1) S.49, 50参照。

- (28) Brömmelmeier, 注(1) S.112.
 (29) Brömmelmeier, 注(1) S.112.
 (30) Schroer, 注(1) S.127ff; Brömmelmeier, 注(1) S.112.
 (31) Brömmelmeier, 注(1) S.113.
 (32) Schroer, 注(1) S.128.
 (33) Schroer, 注(1) S.128, 129.
 (34) Schroer, 注(1) S.129.

- (35) Schroer, 注(一) S.130; Brömmelmeier, 注(一) S.114.
- (36) Brömmelmeier, 注(一) S.113; Schroer, 注(一) S.155.
- (37) Brömmelmeier, 注(一) S.113.
- (38) Schroer, 注(一) S.133.
- (39) Schroer, 注(一) S.134.
- (40) Brömmelmeier, 注(一) S.112.
- (41) Präve, Versicherungsaufsicht, Treuhänder und Verantwortlicher Aktuar, Versicherungsrecht, 1995, S. 736; Rappich, Der Verantwortliche Aktuar in der Lebensversicherung, Versicherungsrecht, 1996, S. 415.
- (42) Schwintowski, Der Verantwortliche Aktuar im (Lebens –) Versicherungsrecht, in: Versicherungswissenschaftliche Studien, Bd. 4, 1996, S. 19; Brömmelmeier, 注(一) S. 153,156.
- (43) Schwintowski, 注(2f) S.19; Brömmelmeier, 注(一) S.113,153.
- (44) Schroer, 注(一) S.187f.
- (45) Schroer, 注(一) S.189.
- (46) Schroer, 注(一) S.188.
- (47) Schroer, 注(一) S.190.
- (48) Schroer, 注(一) S.190.
- (49) Schroer, 注(一) S.193.
- (50) Schroer, 注(一) S.188,193.
- (51) Brömmelmeier, 注(一) S.113.
- (52) Brömmelmeier, 注(一) S.113.

- (53) Brömmelmeier, 注(1) S.114.
- (54) Brömmelmeier, 注(1) S.114.
- (55) BAG, NZA1992, 835.
- (56) BAG, aa.O.
- (57) Brömmelmeier, 注(1) S.114.
- (58) Brömmelmeier, 注(1) S.114.
- (59) Brömmelmeier, 注(1) S.116.
- (60) Brömmelmeier, 注(1) S.116. Schroer もまた、従属的ポジションは立法者の強調する責任アクチュアリーの際立った地位 (herausgehobenen Stellung) に全く対応しないであろう。Schroer, 注(1) S.155参照。
- (61) Brömmelmeier, 注(1) S.115.
- (62) Brömmelmeier, 注(1) S.116.
- (63) Brömmelmeier, 注(1) S.117.
- (64) Schwintowski, 注(43) S.35; Schroer, 注(1) S.149; Brömmelmeier, 注(1) S.123; Schünemann, 注(13) S.28. これに対し「Pröfils/Schmid, VAG, 11. Aufl., 1997, § 11a, Rdnr.22は「機関性を否認するがその理由は明らかでない」。
- (65) Brömmelmeier, 注(1) S.118.
- (66) Brömmelmeier, 注(1) S.118.
- (67) Schwintowski, 注(43) S.19; Schünemann, 注(6) S.27.
- (68) Brömmelmeier, 注(1) S.118.
- (69) Schroer, 注(1) S.147.
- (70) Brömmelmeier, 注(1) S.119.

- (71) Brömmelmeier, 注(1) S.119; Schroer, 注(1) S.149; Schüemann, 注(13) S.28.
- (72) Schroer は、一般に、法律の定める法人の制度、とくにその法定代理人が機関として理解されるところ、責任アクチュアリー¹⁾の任務は具体的には保険数理の確認の交付(VAG 一 a 条三項二号一文)および一定の状況のもとでの監督庁への通知(同三号)であって、外部関係ではなんらの代理権もないが、代理権の基準は機関の必須の要件ではなく、立法者が保険監督法を通じて保険企業の体制に介入し、責任アクチュアリーが保険企業の制度の意味において機関とみなされることは排除されないと云う。Schroer, 注(1) S.146,147.
- (73) Brömmelmeier, 注(1) S.121,122.
- (74) Kölner Komm./Mertens, AktG, 2. Aufl., Bd. 2, 1998, Vorb. § 76, Rdnr. 26.
- (75) Brömmelmeier, 注(1) S.122.
- (76) Graf, Diskussionsbericht, VW1996, 596以下で引用される Renger の意見。
- (77) Brömmelmeier, 注(1) S.122; 同前²⁾ Schroer, 注(1) S.149,150.
- (78) Brömmelmeier, 注(1) S.124; 同前³⁾ Schroer, 注(1) S.155.
- (79) Brömmelmeier, 注(1) S.126.
- (80) Kölner Komm./Mertens, 注(7) Vorb. § 76, Rdnr. 4.
- (81) Brömmelmeier, 注(1) S.127.
- (82) Brömmelmeier, 注(1) S.128.
- (83) Präve, 注(4) S.735.
- (84) Rappich, 注(4) S.415.
- (85) VAG 一五六条、三四条一文によれば、元受保険者の取締役会は最低二名で構成される。
- (86) Brömmelmeier, 注(1) S.132; Schroer, 注(1) S.157.

ドイツ保険監督法における責任アクチュアリー¹⁾の法的地位(出口)

- (87) Brömmelmeier, 注(1) S.133; Schroer, 注(1) S.157.
- (88) Kölner Komm./Merens, 注(74) Vorb. § 76 Rdnr.16.
- (89) Kölner Komm./Merens, 注(74) Vorb. § 76 Rdnr.23.
- (90) Brömmelmeier, 注(1) S.137,138; 同前 Schroer, 注(1) S.160.
- (91) Schwintowski, 注(42) S.24; Brömmelmeier, 注(1) S.142,143; Schroer, 注(1) S.160.
- (92) Schroer, 注(1) S.159.
- (93) Schroer, 注(1) S.159. Schroer は、相互会社では持分所有者(社員)と保険契約者の利益対立は株式会社の場合と同じ態様では現われないため異なつて解される余地を認める。Schroer, 注(1) S.160参照。
- (94) Brömmelmeier, 注(1) S.142.
- (95) Brömmelmeier, 注(1) S.144.
- (96) Brömmelmeier, 注(1) S.145.
- (97) Brömmelmeier, 注(1) S.145. Schroer もまた、責任アクチュアリーの任務は保険企業の財務状態を常時(間断なく)かつ包括的に注視することにあることから、外部の人間は常に重要な情報から遠ざかるだけでなく、内部の人間であれば通例有し得るような洞察(Einblick)を欠くことになり、その対応が遅れることが懸念されるとして、外部責任アクチュアリーの起用は責任アクチュアリーの任務(役割)と基本的に合致しないと否定するのである。そして結論として、外部責任アクチュアリーの選任は法的には妨げられないが、有効な保険契約者保護のためには内部責任アクチュアリーの法的地位を一段と強化することが重要であるという。Schroer, 注(1) S.151, 154参照。
- (98) Brömmelmeier, 注(1) S.146.

三 おわりに

最初にも述べたように、日本ではこれまで保険計理人の法的地位に関する議論はほとんど見られなかったところ、近時、その職務範囲の拡大とりわけ平成十二年の保険業法改正により、将来の収支分析に基づく事業継続性が確認事項とされたこと（二二一条、施行規則七九条の二、八〇条）を契機に、保険計理人には、公的立場から経営政策に関与し、保険会社と監督官庁を繋ぐという公的な役割が求められているといわれている⁽⁹⁹⁾。そこでいわれる「公的」立場ないし役割の意味が必ずしも具体的に明らかでないが、それが監督官庁との連携が期待されているという意味であれば、私企業に雇用または任用されている従業員または取締役たる保険計理人を監督官庁の「繋ぎ役」と位置づけ、法律により一方的に「公的」役割を担わせることが法的にどこまで可能かどうか議論の余地があるであろう。また身分保障のない状態で従業員または取締役を兼務する保険計理人に対して「公的」立場からの連携を期待することは、保険計理人をして相当に苛酷な立場を強いることにもなるであろう。保険計理人制度が保険契約者保護を目的としたものであることは、それが保険契約者保護を目的とする（保険業法一条）保険業法上の制度であるというだけでなく、そこで定められた職務内容からも明らかであり、保険計理人の権限および責任の強化の方向性自体は妥当であろう。問題は、保険契約者の保護という保険業法の目的達成のために、とりわけ国による保険会社の支払能力の監督との関係において保険計理人制度をどのように位置づけるのが妥当かという点である。一方で、国による事前・事後の認可を通していわゆる実体的国家監督を保持しつつ、他方で、保険計理人の権限・責任の強化と相俟って国との連携を強めていくことは、保険事業に対する過剰規制となるだけでなく、実質的にも保険企業に対するいわば不当な内政干渉であるとの批判が妥当するであろう。保険計理人制度は基本的には保険企業内部の制度であって、まずはその内部にお

ける位置づけが重要であり、その上で国による監督との関係の在り方が考慮されるべきではないかと思われる。

前述のように、ドイツでは、保険企業の支払能力についてその予防監督を責任アクチュアリーにゆだね、国は事後的に欠陥監督（VAG八一条二項）を行なうこととされている。責任アクチュアリーは保険企業内部の自主規制機関として位置づけられ、支払能力等に問題があれば、まずは取締役会にその是正を求めることとし、取締役会がそれに対応しない時にはじめて監督庁への通知が義務づけられる（VAG一一a条三項三号）。また監督庁に対する保険数理の確認についての説明報告書の提出義務も、責任アクチュアリーではなく取締役会が負わされる（同四項二号）。したがって、ドイツでは責任アクチュアリーは、第一次的には保険企業とくに取締役会との連携が重要とされ、監督庁との連携は二次的ないわば最後の手段とされている。責任アクチュアリーの法的地位、とくに取締役会からの独立性の問題が重要視され、その機関資格が議論される理由もここにあるといえる。このようなドイツの自主規制の方向は、今後の日本の保険計理人制度のあり方のモデルとして参考となるであろう。

(99) 関西保険業法研究会・前掲注(10)一四九頁、一五〇頁「小林」。

(100) 旧保険業法九〇条の規定の定めていた保険計理人の答申義務について、身分保証のない保険計理人にこのような答申義務を課すのは妥当でないとの批判があったといわれるが（関西保険業法研究会・前掲注(10)一五二頁「小林」、現行保険業法二二一条三項の規定についても妥当するであろう）。

※本稿は、科学研究費補助金基盤研究「生涯型所得保障制度の総合的研究」の共同研究の成果である。